

令和3年（2021年）2月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会会議録

2月5日（金）

午前10時03分 開会

午後1時11分 閉会

(午前10時03分 開会)

○議長(比嘉武宏)

これより令和3年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(比嘉武宏)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

○議長(比嘉武宏)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において11番、喜友名盛光議員、12番、與儀清議員を指名いたします。

○議長(比嘉武宏)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日2月5日の1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、会期は2月5日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりでございます。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

2番、下地信弘議員、3番、小橋川健議員、9番、上盛政秀議員、21番、儀間勉議員より、体調不良、また、感染予防に関わり移動自粛の理由から、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、議員選出について、令和2年10月1日付で、沖縄市選挙区選出の仲宗根誠議員から辞職願が提出されましたので、令和2年10月1日許可いたしました。辞職に伴う選挙の結果、同選挙区から阿多利修議員が当選されました。

次に、令和2年12月10日付で、恩納村・宜野座村・金武町選挙区選出の前田健次議員が任期満了となり、同選挙区からは仲村広美議員が当選されました。所属は金武町議会でございます。

次に、令和3年1月25日付で、読谷村・嘉手納町・北谷町選挙区選出の石嶺邦雄議員が任期満了となり、同選挙区から上地榮議員が当選されました。所属は読谷村議会です。

今回、新たに当選されました阿多利修議員、仲村広美議員、上地榮議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定します。

上地榮議員を10番に、阿多利修議員を13番に、仲村広美議員を18番に指定します。指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

次に、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、令和2年7月31日の議会運営委員会で決定され、令和3年1月15日の全員協議会において再確認しております。

本日の会議においても、感染症対策について、議員及び出席者の御協力をお願いいたします。

次に、1月5日付で、沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

また、監査委員より令和2年6月分から令和2年11月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。議案書に写しを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、令和2年8月定例会以降に受理いたしました、令和2年陳情第1号「後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書」につきましては、後刻議題といたします。

また、議会運営委員長より、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出書が提出されておりますので、後刻議題といたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

行政報告の前に、一言申し上げます。

昨年10月から、私の体調不良によりまして、当広域連合議会をはじめ連合職員の皆様、関係者の皆様に御心配をおかけいたしました。この間、仲間副連合長に職務代理をお願いしておりました。

おかげさまで今年1月に公務に復帰することができました。引き続き連合長として職務を全うする所存でありますので、議員皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

では、令和3年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

前回定例会が昨年8月21日に開催されておりますので、その日以降、本日までの後期高齢者医療行政につきまして概要を御報告いたします。

昨年10月29日に、沖縄県うるま市において開催を予定しておりました秋季九州広域連合長会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため現地開催が中止となりました。九州ブロック協議会の要望事項につきましては、書面議決後、全国後期高齢者医療広域連合協議会へ提出をされております。

取りまとめられました要望書につきましては、11月12日に、全国連合協議会会長から、厚生労働省におきまして山本博司副大臣へ手交されました。

その主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策関連として新型コロナウイルス感染症対策を行う医療機関の負担が増大している中、後期高齢者が受診控えなどをすることなく、安心して必要な医療の提供が受けられる医療体制の整備と人材の確保について対策を講じるとともに、必要な財政的な支援を講じること。

今後の感染拡大の状況によっては、国の財政支援の適用期間の延長が必要になるため、引き続き状況に応じた適切な対応を行うこと。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施として、市町村が継続して事業を実施できるよう、国の特別調整交付金における財政支援を恒久化すること。

窓口負担の在り方としては、制度の根幹である高齢者が必要な医療サービスを受ける機会の確保という観点から、高齢者の生活実態や新型コロナの感染拡大など様々な影響を踏まえ、慎重かつ十分な議論を重ねること。

やむを得ず窓口負担を引き上げる場合は激変緩和措置を講じるなど、被保険者に配慮するとともに十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うことを要望しております。

そのほかにも、大規模災害などについて、マイナンバー制度関連について、財政関連について、制度の運営体制についてなど、保険料の軽減特例を含めて8項目について要望しております。

さて、新型コロナウイルス感染が拡大する中、当広域連合は、被保険者の皆様が引き続き安心して医療が受けられるよう、後期高齢者医療制度の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の定例会には、承認1件、補正予算1件、当初予算2件、合計4件の議案を提出しております。

御審議のほど、よろしくようお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求め。

令和3年2月5日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくようお願いを申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

ハイサイ、おはようございます。事務局長の上原です。よろしくお願いいたします。

承認第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。

議案書に綴られている承認第1号の3ページをお開きください。

条例改正の理由でございます。

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年1月1日施行されることに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

専決処分の理由でございますが、議会の議決すべき事件について特に急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

5ページをお開きください。

条例改正の内容でございます。

第5条第1項第2号は、今回の改正に併せて条文の整理を行ったものです。特定期間について詳細が示されていないことから、「当該特定期間」を「特定期間(法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ)」に改めるものでございます。

第14条第1項以降の内容について概要を簡単にまとめますと、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、後期高齢者医療保険料の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするものです。

また、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、当該見直し後において後期高齢者医療保険料の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を避けるため見直しを行うものでございます。

保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準額について、当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとなっております。

説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第6、議案第1号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第1号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)

令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,495億1,171万4,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年2月5日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたしますを申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

それでは、議案第1号、令和2年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)に

ついて御説明いたします。

議案書に綴られている議案第1号の4ページ、5ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正についてです。ページ下の合計欄を御覧ください。

今回の補正予算は、補正前の歳入、歳出をそれぞれ46万7,000円減額し、合計の額を1,495億1,171万4,000円とするものです。

次に、6ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正です。

令和3年度当初予算に計上している医療費通知印刷委託業務、療養費通知作成委託料及び柔整二次点検審査委託業務について、事前に入札業務などを進める必要があるため、債務負担行為を追加補正するものです。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

補正予算の詳細について、事項別明細書で説明いたします。

歳入予算の補正についてです。

2款、国庫支出金の1項2目、高額医療費負担金を2,206万3,000円減額し、8億3,650万8,000円としております。こちらは国庫高額医療費過年度分負担金の減額でございます。

同じく、2項、国庫補助金の1目調整交付金を2,159万6,000円増額し、108億5,312万3,000円としております。こちらはマイナンバーカード取得促進関連業務実施に伴う財源として、特別調整交付金の増額でございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

歳出予算の補正についてです。

1款、総務費の1項1目、一般管理費を2,159万6,000円増額し、6億2,069万7,000円としております。こちらはマイナンバーカード取得促進関連業務実施に伴う歳出の経費でございます。

次に、8款、諸支出金の1項2目、償還金2,206万3,000円を減額し、23億107万5,000円としております。こちらは歳入のところで説明しました、国庫高額医療費負担金の過年度分を減額補正しているため、償還金につきましても同額を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

ただいまの説明の15ページ、12番の委託料がマイナンバーカード取得促進関連業務委託料となっているのですが、その委託を受けた、どういう業務をするのかということと、11番の役務費の通信運搬費というのは、それと関係がある通信運搬費なのかをお伺いいたします。

○議長(比嘉武宏)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

おはようございます。管理課の栗國と申します。よろしくお願いたします。

瀬長議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算のマイナンバーカード委託料につきましては、令和2年11月19日及び12月25日付で、厚生労働省よりオンライン資格確認等の実施を踏まえたマイナンバーカード取得促進等の追加施策の実施について通知があり、その内容といたしましては、今年度中に申請書の送付を行うことについて、積極的に協力するよう依頼するものでございました。

これを受け、本広域連合といたしましては、2月議会にて補正予算の議決を得られましたら、直ちに入札を実施し、3月中旬に申請書等の送付を行う予定でございます。

委託料の内容といたしましては、A4のリーフレットの宛名印字14万7,000枚、A3のリーフレット、カード取得申請書、返信用封筒、送付用セル窓封筒の作成、及び封入封緘作業が内容となっております。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

先ほどの連合長の報告でしたか、後期高齢者医療制度に関する要望書の中のNo.6-1-3で、マイナン

バーカード制度関連についてという要望を出しているんですが、この中にマイナンバーカード申請書を同封することを見直すようにという要望書を出していると思うのですが、それとの関係で、このマイナンバーカードの申請書を送るということは問題ではないのかなというふうに考えているんですが、どうですか。

○議長(比嘉武宏)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

確かに要請書のほうではそういった要請がされてございます。

その内容といたしましては、実際、75歳以上のマイナンバーカードの取得促進に伴う通知を行う際、どなたが既に申請済みで、どなたがまだ未申請かということの内容が私どものほうで分からないので、そのため全ての方全員に送る予定となっております。その辺で75歳以上の高齢者の方々に誤解を生じてしまうのではないかという懸念から、そういった要請を出しているところではございますが、今回、今年度75歳以下の方々については総務省のほうから既に申請書を送付済みとなっております。75歳以上の方についてははまだ送付がされていないというところで、広域連合のほうでは8月に1回、申請書を送ってございますが、リーフレットのみで送っている広域連合がほとんどでございましたので、国としてはこれをさらに促進してほしいという依頼で、今度申請書の返信用封筒もつけて送信してほしいという御依頼でございました。

なので、それに伴って、今回3月からマイナンバーカードを利用しました保険証の実施がございまして、それに併せてマイナンバーカードの利用促進についてお願いされたところに対して、本広域連合としては今回対応したところでございます。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

(資料掲示)今の答弁はこのことだと思っております。

が、これはうちの母親に送られてきた後期高齢者の連合からなんですが、その中でマイナンバーカードが保険証として使えますという内容で送られてきて、便利ですよ、マイナンバーカードを取得しましょうというような内容なんですが、結局、保険証として使えはするんですが、マイナンバーカードがなくても現行の保険証と病院の診察券があれば受診できるわけですよ。あえて広域連合でそのようなマイナンバーカードの取得促進をすべきではないのではないかなというふうに私は思っているんですが、その点はいかがですか。

○議長(比嘉武宏)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

瀬長議員の再質問にお答えいたします。

瀬長議員おっしゃるように、こちらのほうで今現在使っている保険証を提示すれば受けられることは事実でございます。実際3月から予定しておりますマイナンバーカードを利用した保険証としての取扱いは予定してございますけれども、どちらでも使えるから、それはいいのではないかとということもございまして、もう1つといえば、限度額認定証などにおいてはマイナンバーカードだけでできることになったりするなど、今後の利用に関しては国としては進めていきたいというふうな内容になっております。

今回、内閣府から厚生労働省に依頼がございまして、厚生労働省から本広域連合、全国広域連合に対してマイナンバーカードを利用した健康保険証として使えますので、その辺のマイナンバーカードの取得促進についてお願いしたいという御要望が再三にわたりございましたので、これに対応したものとなっております。

御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

ほかに質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第7、議案第2号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第2号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億7,201万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月5日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては事務局から説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

それでは、議案第2号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。

議案書につづられている議案第2号の4ページ、5ページをお開きください。

一般会計予算は、広域連合の運営に係る人件費や事務費に係る予算です。

第1表、歳入歳出予算です。ページ下の合計欄を御覧ください。一般会計予算総額として、歳入歳出をそれぞれ2億7,201万6,000円計上しております。

次に、8・9ページをお開きください。

事項別明細書の総括です。前年度と比べ299万9,000円の減となっております。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

1款、分担金及び負担金として2億7,200万円を計上しております。前年度と比べ300万円の減額となります。一般会計の歳入のほとんどは、市町村

からの負担金でございます。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

歳出の主な内容について御説明いたします。

1款1項1目、議会費として371万4,000円を計上しております。前年度と比べ69万3,000円の増となります。これは臨時会を1回分計上したことによる増でございます。

次に、2款1項1目、一般管理費です。一般会計予算の中で主要な歳出費目になります。

本年度予算として2億6,497万円を計上しております。前年度と比べ355万9,000円の減となります。減の要因は、前年度に比べ職員全体の人件費が下がったことによるものでございます。

一般管理費の主なものとしては、1節、報酬197万円、2節、給料1億1,250万5,000円、3節、職員手当等7,700万6,000円、4節共済費4,253万1,000円を計上しております。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

23ページ中段の12節、委託料として財務会計システム保守、職員健康診断業務、財務諸表作成等に502万2,000円を計上しております。

13節、使用料及び賃借料として、事務所の賃借料、共益費、パソコン等賃借料などで1,408万9,000円を計上しております。

22ページ下段を御覧ください。

2款2項1目、選挙管理委員会費として12万7,000円を計上しております。

次に、24ページ、25ページをお開きください。

2款3項1目、監査委員費として69万7,000円を計上しています。

4款、予備費として250万円7,000円を計上しております。

最後に、26ページをお開きください。

一般会計分の給与明細書となっております。特別職、一般職の給与等の内訳でございます。

説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

川野純治議員。

○川野純治議員

23ページの13節使用料及び賃借料の件ですが、これ、この前の全員協議会の中で事務所移転の件が今検討されていると。うるま市のほうからも移転要請が出されているということですが、この件について継続検討中ということがこの前説明ありましたが、その場合はこの中身が変わってくると思いますが、実際、移転した場合においてはまた補正予算で組まれる予定なのか、その差額含めてあるのか。その辺の状況を説明していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

川野議員の質疑にお答えします。

全員協議会でも事務所移転の件について説明しましたが、今回の事務所賃借料及び共益費については、次年度、今年度と同額についてうるま市のほうに確認をして当初予算に計上しております。

現在、事務所移転については各市町村に周知をして検討を行っております。庁舎内部でも事務所検討委員会を開いて検討しており、また、うるま市とも協議をしながら進めておりますので、移転時期、場所、そういったものが決まりましたら、補正予算なりで予算をまた計上していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

川野純治議員。

○川野純治議員

ただいまの事務局長の答弁に関連しまして、この前の協議会の中でも各構成の市町村への意見聴取があって、内部で調整するというものでありますけれども、うるま市のほうとしては文書を見ますと、今年度の3月31日をめどにしてくれということがあったと思います。

そこで、今、進められている、意見集約を含めてめどというのが、基本的に意見集約をされた後に実際上、移転の手続、それから移転作業等、様々なものが出てくると思うのですが、その辺のめどというのはある程度考えておられるのかどうな

のか。そこも確認したいと思います。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

川野議員の質疑にお答えします。

めどとしましては、この事務所移転については構成41市町村の意向、それと合意を得ないといけませんので時間がかかるということで、うるま市のほうから要望のありました今年度いっぱいというのは厳しいだろうということで、当初予算に同じ額で計上しておりますが、めどとしましては、次年度ではなくて4年度以降、それもまたこちらの産業基盤整備計画、それと事務所の老朽化、そういったものを見ながら、総合的に検討していくことですので、めどとしては4年度以降という形になります。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第8、議案第3号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第3号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。

令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,469億1,930万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は120億円と定

める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和3年2月5日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては事務局から説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

それでは、議案第3号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について御説明いたします。

議案書に綴られている議案第3号の4ページ、5ページをお開きください。

特別会計予算は、後期高齢者医療に関する収入及び支出に係る予算となります。

第1表、歳入歳出予算です。ページ下の合計欄を御覧ください。

特別会計予算総額として、歳入歳出をそれぞれ1,469億1,930万6,000円計上しております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

事項別明細書の総括です。前年度と比べ15億4,598万8,000円の増となっております。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

1款、市町村支出金は261億3,318万5,000円で、前年度と比べ6億737万2,000円の増となっております。

市町村の負担金として、事務費負担金、保険料等負担金、療養給付費負担金がございます。

1目、事務費負担金は5億5,200万円で、前年度と比べ1,200万円の増となります。

2目、保険料等負担金は143億6,941万7,000円で、前年度と比べ4億2,176万1,000円の増となります。

3目、療養給付費負担金は112億1,176万8,000円

で、前年度と比べ1億7,361万1,000円の増となっております。こちらは療養給付費等の12分の1に相当する額を市町村が定率負担するものでございます。

続きまして、2款、国庫支出金です。前年度と比べ10億8,343万2,000円の増となります。

1目、療養給付費負担金は351億3,543万8,000円で、前年度と比べ7億3,464万4,000円の増となります。こちらは療養給付費等の12分の3に相当する額を国が定率負担するものでございます。

2目、高額医療費負担金は9億1,543万9,000円で、前年度と比べ7,893万1,000円の増となります。こちらは1件80万円以上の高額医療費に係る負担金でございます。

次に、2項、国庫補助金は113億2,388万8,000円で、前年度と比べ2億6,985万7,000円の増となります。

1目の調整交付金は112億1,506万5,000円で、前年度と比べ3億8,571万2,000円の増となります。こちらは広域連合間の財政の不均衡の是正や事業の内容などの特別な事情により交付されるものでございます。

2目、健康審査事業費補助金は9,881万9,000円で、前年度と比べ54万7,000円の増となります。こちらは健康審査事業費に係る補助金でございます。

3目、医療費適正化等推進事業費補助金は22万7,000円で、前年度と比べ22万5,000円の増となります。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

4目、特別高額医療費共同事業費補助金は974万3,000円で、前年度と比べ3万7,000円の増となります。こちらは400万円を越えるレセプトの一部補助金でございます。

3款、県支出金1項1目療養給付費負担金は112億1,176万8,000円で、前年度と比べ2億3,442万6,000円の増となっております。こちらは療養給付費等の12分の1に相当する額を県が定率負担するものでございます。

2目、高額医療費負担金は9億1,543万9,000円で、前年度と比べ7,893万1,000円の増となります。

4款、支払基金交付金は603億9,163万7,000円で、前年度と比べ5億250万9,000円の増となります。

現役世代の保険料から後期高齢者支援金を徴収し、広域連合へ交付するものでございます。

5款、特別高額医療費共同事業交付金は4,938万7,000円で、前年度と比べ14万1,000円の増となります。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

8款、繰入金は7億28万4,000円で、前年度と比べ9億5,396万7,000円の減となります。

次に、20・21ページをお開きください。

10款、諸収入、3項、雑入、4目、第三者納付金は1億4,047万円で、前年度と比べ628万5,000円の減となります。

以上が歳入の主な説明でございます。

続きまして、歳出の主な内容について説明いたします。

24ページ、25ページをお開きください。

1款、総務費、1項1目、一般管理費は5億7,609万9,000円で、前年度と比べ1,375万1,000円の増となります。

次に、26ページ、27ページをお開きください。

2項1目、賦課徴収費は1,867万円で、前年度と比べ51万8,000円の減となります。

続きまして、2款保険給付費です。こちらは特別会計予算の中で主要な歳出費目になります。

1項1目、療養給付費は1,350億4,084万8,000円で、前年度と比べ9億1,351万円の増となります。これまでの実績、被保険者数の伸び1人当たりの医療費の伸び等により算出しております。

2目、訪問看護療養費は12億4,397万9,000円で、前年度と比べ1億6,995万7,000円の増となります。訪問看護を受けた際に支給されるものでございます。

次に、28ページ、29ページをお開きください。

5目、審査支払手数料は3億2,391万7,000円で、前年度と比べ303万4,000円の増となります。こちらは療養費等の請求に関する審査及び支払に対する国保連合会への手数料でございます。

2項1目、高額療養費は75億4,406万9,000円で、前年度と比べ4,207万1,000円の増となります。こちらは自己負担額が定められた限度額を超えた場合に支給されるものでございます。

2目、高額介護合算療養費は1億4,294万6,000

円で、前年度と比べ651万1,000円の増となります。後期高齢者医療制度と介護保険の両方の負担額の合算で、限度額を超えた場合に支給されるものでございます。

3項1目、葬祭費は1億4,440万円で、前年度と比べ176万円の減となります。

2目、その他医療給付費は8億5,060万2,000円で、前年度と比べ2,644万1,000円の増となります。

続きまして、4款1項1目、特別高額医療費共同事業拠出金は6,348万1,000円で、前年度と比べ54万6,000円の減となります。

5款、保健事業費1項についてはページがまたがりまして、30ページ、31ページをお開きください。

1目、健康診査費は4億5,069万円で、前年度と比べ1,612万7,000円の減となります。

2目その他健康保持増進費は4億8,727万8,000円で、前年度と比べ3億8,765万3,000円の増となります。額にして5倍近く増えている要因としましては、保健事業と介護予防の一体的実施を41市町村(全市町村)対象に4億4,198万円計上したことによるものでございます。

次に、32ページ、33ページをお開きください。

8款、諸支出金、1項1目、保険料還付金は2,812万3,000円で、前年度と比べ194万6,000円の増となります。

9款、予備費として300万円を計上しております。前年度と比べ5万3,000円の減となります。

最後に、34ページをお開きください。

特別会計に係る給与明細表となっておりますので、御覧ください。

以上が、令和3年度特別会計歳入歳出予算の説明でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

お願いします。

25ページです。総務費のうちの12節の委託料と

次の13節の使用料についてお伺いします。

その中で1,000万円を超える委託料を聞きたいのですが、電算システム保守委託料、レセプト点検委託料、共同電算処理業務委託料、次の27ページのカスタマイズ委託料、中間サーバー接続等運用保守委託料、13節の電算システム機器リース料の内容を説明していただけますか。どういう委託なのかということです。

○議長(比嘉武宏)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

ただいまの質疑にお答えいたします。

まず総務課が所管する電算システム委託料につきましては、こちらハードウェア保守料が月額89万7,300円、ソフトウェア保守料、月額108万9,000円、SE保守料月額811万3,700円で、月額合計1,010万円、年間ですと1億2,120万円。消費税を加えますと1億3,332万円となります。

内容につきましては、電算処理システムにつきましては、後期高齢者医療の資格管理保守料算定給付等の業務を行うために必要な電算処理システムで、全国47都道府県の広域連合で使用されています。

続きまして、カスタマイズ委託料についてお答えいたします。

カスタマイズ委託料は、制度改正等に伴う改修のためこれまでの実績に基づき予算計上をしております。

ちなみに、令和元年度は元号改正カスタマイズ元年度システム改修を行っております。令和2年度につきましては今年度分のシステム改修を行っております。

続きまして、中間サーバー接続運用保守委託料についてお答えいたします。

中間サーバーの接続料及びオンライン資格認定の単価につきまして、被保険者1人当たり月額8円となっております。それに被保険者14万6,927人を掛け12か月分いたしますと1,410万5,000円を予算計上しております。

こちらの業務内容につきましては、全国の広域連合が対象となりますが、後期高齢者広域連合が行う情報連携等の業務について、医療保険分野に

おける情報連携等の一元化及び効率化を図る観点から、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で設置し運営する医療保険者向け中間サーバーを利用されていることとされており、その接続等運用保守料となっております。

続きまして、14節使用料賃貸料電算システム機器リース料についてお答えします。

こちらは、後期高齢者医療の資格管理、保険料算定、給付等の業務を行うために、広域連合で38台、県内41市町村後期高齢者担当者分76台、その他サーバー周辺機器等の賃貸借契約となっております。

総務課の所管する業務は以上になります。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

瀬長議員の御質問に対しまして回答いたします。

まず事業課のほうで管理しておりますところの委託料としましては、まずレセプト点検委託料でございますが、こちらのほうは国民健康保険連合会のほうへ医療レセ二次点検分の委託料となっております。

それから、共同電算処理業務委託料につきましても、こちらのほうも国民健康保険連合会のほうへ全レセプトの情報をシステムに電子化する業務や情報の一元管理を行うための業務となっております。

○議長(比嘉武宏)

瀬長恒雄議員。

○瀬長恒雄議員

ありがとうございます。

次に、今答えてもらった委託料使用料の契約の方法、契約期間が分かれば、契約している相手方の会社の名前ですね。

あと、前回8月の議会で随意契約というようなお答えもあったのですが、随意契約によることができる限度額というのが第22条の中であって、130万だとか50万、40万、一番下でも50万だというような随意契約の限度額が定められているんですが、これ全部超えていると思うんですが、その根拠というか、限度額を超えて随意契約をしている根拠。どういう規則でその随意契約ができるのか。

議会への議決も1億5,000万円以上の契約は議会議決だということなのですが、今回私が聞いているのは最高でも1億3,000万円だということで、議会にはこの契約の議決は出てこない。

であれば、この契約の妥当性、金額の妥当性とか積算根拠の妥当性とかを誰が判断して、決定をするのか。あるいは、それが監査員もいると思うんですが、監査の段階でちゃんとチェックをされているのか、お伺いをします。

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午前11時06分 休憩)

(午前11時06分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

瀬長議員の御質疑にお答えいたします。

まず電算処理システム業務委託料につきまして、相手方は日立製作所九州支社沖縄支店となっております。委託期間につきましては、平成31年2月1日～令和4年1月31日までとなっております。

契約の根拠につきましては、こちらは公募型のプロポーザル方式で、県内3社のほうを案内しております。その中で日立製作所のほうが選定されております。

続きまして、カスタマイズ委託料につきましてお答えいたします。

カスタマイズ契約の相手方は、同じく日立製作所となっております。契約期間は、同じく平成31年2月1日～令和4年1月31日までとなっております。

契約方法は随契で、こちらの根拠となっておりますのは、当広域連合の電算処理システム委託業者の日立製作所のほうでしか改修作業等を行うことができず、契約の性質上、競争入札に適さないことから、地方自治体施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行っております。

続きまして、中間サーバーについてお答えします。

中間サーバーにつきましては、こちらの契約相手方のほうは、沖縄県国民健康保険団体連合会及

び国民健康保険中央会との契約になります。こちらは年度ごとの随意契約となっております。

先ほども申し上げましたが、中間サーバー接続等保守委託料につきましては、こちらは全国の後期高齢者医療広域連合が行う医療分野における情報連携等の一元化及び効率化を図る観点から、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で設置し、運営する医療保険者向け中間サーバーを利用して行うこととされており、契約の性質上、競争入札に適さないものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を結んでおります。

続きまして、電算システム機器リース料につきましてお答えいたします。

契約相手方は、日立製作所となっております。契約期間は、平成31年2月1日から令和4年1月31日までとなっております。

契約は電算システム保守業務を行う業者と行っております。その理由としては、同一のメーカーの機器を使用することで価格やメンテナンス等に有利になるということで、こちらも契約の性質上、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行っております。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時12分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

瀬長恒雄議員。

(「休憩をお願いします。あと2つまだ答えてない。会社名、答弁がまだ。さっきの答弁。」という者あり)

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

瀬長議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御説明いたしましたとおり、レセプト点検委託料、それから共同電算処理業務委託料につきましては、国保連合会のほうへ委託しております。

す。委託期間は1年ということでございます。

こちらのほうも、先ほど総務課長からも御説明がございましたけれども、入札に適さない内容といたしまして、地方自治法第167条の2の規定に沿って契約しているものでございます。

以上です。

(「誰がこの積算というか、この契約が妥当なのかを誰が判断したのかというのを答えてないです」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

ただいま質問のありました、適正な執行についてということで、こちらは毎月、例月出納検査でチェックをされております。

(「議長、休憩お願いします」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

瀬長議員の質問の答弁からよろしく申し上げます。

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

先ほどの御質問にお答えします。

契約自体は平成30年度の契約になっておりますが、当時、事務決裁上、決裁は連合長までいただいております。

契約自体が令和4年1月31日までとなっておりますので、次回の契約に向けて現システムの機能・性能を落とすことなくコスト面も含めて、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(比嘉武宏)

瀬長議員、よろしいですか。

○瀬長恒雄議員

はい。

○議長(比嘉武宏)

ほかに質疑ありますか。

川野純治議員。

○川野純治議員

30ページです。5款の1目健康診査費の件ですが、まず前年度比1,612万7,000円減なんですけれども、なぜ減なのか、この内容を確認したいです。

それに関連しまして、節のほうを見ますと、ほとんど基本健診の委託料と歯科健診、この2つが健康診査の事業の中身だと思えますけれども、基本健診は資料によると長寿健診というふうに書かれていると思えますが、目標は35%設定されていると思えますけど、この中で今年果たして目標が達成できるのか、どのような対応をするのかということも併せてお答え願いたいと思えます。

それから歯科健診につきましては、新年度どの市町村を対象にするのかということも明らかにしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

川野議員の御質問にお答えいたします。

次年度予算の中で健康診査費のほうが減額になっている理由といたしましては、基本健診、集団健診と個別健診がございますけれども、その両方の1人当たりの健診費の見込みが前年より若干下がっております。その影響で、全額で1,600万円ほど下がっているということでございます。

それと2つ目、歯科健診についてでございますが、実は今年度はコロナの影響によりまして、歯科健診の実施が行えておりません。

ですから、今年度実施を予定していた市町村は実施ができていないという状況もございまして、次年度につきましてはその市町村を中心ということで、今検討中でございます。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

川野議員、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第9、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

金城悟議員、御登壇願います。

○金城悟議員

皆さん、こんにちは。糸満市選出議員の金城悟と申します。

今回の一般質問は、私は令和2年度にもこの質問をしたのはちょうど1年前ですね。なぜ質問したかということは、今回の連合長からもありましたように、高齢者の保険事業と介護予防の一体実施として市町村が継続して事業を実施できるよう、国の特別交付金を受ける財政支援を講じることとおっしゃっていました。

先ほど事務局長からもこの事業費、41市町村に割り当てるということでもう計上されているんですよ。これ令和2年度から令和6年度までの事業計画ということで、これを持ち帰って、今回2月の後期高齢の一般質問ですけれども、私たち自治体議員は代表選出議員ですので、それをせっかく事業費が計上されていますので、担当課の部署と連携して常にこの事業に取り組んで、本当に今高齢者が右肩上がりに上がっていますよね。そういった事業をうまく取り入れることで、自治体の高齢者がいかに健康で維持できるかをすることで、医療費が抑制されると思うんですよ。

では、一般質問に入ります。よろしく申し上げます。

件名1、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について質問します。

(1)次年度実施が予定されている一体的実施と

はどのような内容か問う。

(2)一体的実施の目的は何か、現状と課題に対応したものか。

(3)令和3年度に実施する対象自治体を問う。

(4)この事業を実施することで期待できる効果を問う。

自席で再質問します。よろしく申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

金城悟議員の御質問、1.高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、(1)次年度実施が予定されている一体的な実施にお答えいたします。

一体的実施の内容として、1点目に医療専門職により、事業企画の策定、KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析と対象者の把握等があります。

2点目に、高齢者に対する個別的支援として、低栄養防止・重症化予防の取組、重複・頻回受診者や重複投薬者への相談・指導、健康状態が不明な高齢者の状態把握や必要なサービスへの接続があり、このうち1つ以上を実施します。

そして3点目に、通いの場等への積極的な関与があります。通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔のフレイル予防の健康教育・健康相談、質問票を活用してのフレイル状態にある高齢者等の把握と状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援、健診や医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨の全てを実施することになります。

高齢者に対する個別的支援と通いの場等への積極的な関与の2項目については、日常生活圏域ごとに非常勤の医療専門職を1名配置して対応することになっております。

次に、(2)一体的な実施の目的についてお答えします。

75歳に到達すると、国民健康保険制度などから後期高齢者医療制度へ移動することになります。結果、74歳までの保健事業等と75歳からの後期高齢者の保健事業が適切に継続されていないという課題がございました。

また、高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機

能の低下や社会的なつながりが低下するいわゆるフレイル状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたる支援を必要とします。高齢者保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防の取組は市町村が主体となって取り組んでいるため、一体的に対応できていないという課題がありました。

このような課題の解消に向け、住民に身近な立場である市町村が主体となって高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、疾病予防・重症化予防を促進し、健康寿命の延伸につなげることを目的としております。

次に、(3)令和3年度に実施する対象の自治体についてお答えします。

広域連合では、令和2年10月に令和3年度以降の一体的実施の予定についてアンケートを実施しています。令和3年度実施予定は、令和2年度から継続する4自治体を含め20自治体が実施を予定しており、未定が17、令和4年以降の実施予定が4自治体となっています。

次に、(4)この事業を実施することで期待できる効果についてお答えします。

市町村において、保健事業部門と介護事業部門、健康推進部門が連携して取り組むことで、疾病予防・介護予防の面から高齢者の健康状態を総合的に、また多面的に捉えることができること、事業の企画を医療専門職が行い、地域の健康課題の把握や地域の医療関係団体等との連携が進められること、また、地域の多様な社会資源や行政資源を踏まえた事業全体の企画・調整・分析を行うことができます。

そして、通いの場など、日常生活圏域単位で各地域に配置される医療専門職が高齢者のいる世帯へのアウトリーチ支援や健康指導などへの積極的関与といった取組を行うことにより、高齢者が健康状態に関心を持ち、またフレイル予防に関心を持つことで健康寿命の延伸につながることが期待されています。

○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

○金城悟議員

事業課長、答弁ありがとうございます。

今まさしく高齢化が進み、私は、この一体化事業というのがすばらしい事業だと思うのですよ。まさしく国民健康保険の後期高齢の部署と、その部署が全然連携ができてないのですよ。

私は、去年も糸満市の介護長寿課と国民健康保険課、健康推進課、3課といろいろやりとりをしまして、糸満市も本当は2年度にはやるような方向で進んでいったのですけれども、ちょうど沖縄県のフレイル事業が入ってしまっていて、次年度はフレイル事業がありましたので、そのフレイル事業が令和3年度に切れるのですから、たまたま私が、常に連携できるような形が取れるようなシステムということは、この一体化事業がまさしく自治体にとっては今後の課題ですけれども、この予算が先ほど保健師と正規の医療専門職が常時つくということが前提ですよ。

その前提の中でこの予算が取れているわけですよ。これ取れた時点の中で、令和2年度は今申し上げた4市町ということだったのですけれども、この4市町のほかに令和3年度、今年度の事業と対象自治体が手を挙げているということは、大変申し訳ないですけど、16市町村を読み上げることはできますか。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

金城悟議員の再質問にお答えいたします。

令和3年度実施予定自治体につきましては、令和2年度実施の自治体が継続するほか、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、西原町、与那原町、久米島町、竹富町が予定となっています。

○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

○金城悟議員

事業課長、16市町村、そういった自治体に取り組むということがすばらしいですよ。

ですから、先ほど事務局長が41市町村の予算を計上したということを答弁していましたが、今、令和3年度は16市町村で、今トータル20市町村ですね。この事業が6年度までなのですけれど

も、この6年の間に41市町村が全てそろわないといけないと思うんですよね。せっかくの事業費ですから。

今、残りの未定といっても自治体が手を挙げているのか、それとも、要は3年度は今16市町村を計画中ということですが、それ以降の市町村とはどういった連携が取れて、4年度、5年度、6年度までに何自治体が計画性を持って皆さんと連携を取っているのかを示していただけませんか。4年度、5年度、6年度。

結局は、3年度はトータルで21市町村ですよね。4年、5年、6年、あと3年間のうちに確かに41市町村全てがそろおうのか。それをお聞きしたいです。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

令和4年度、5年度に実施予定自治体は、令和4年度が3市町、それから令和5年度が1村となっております。

そして、先ほど答弁で御説明いたしましたけれども、17の自治体が現在のところ未定という状況にはなっておりますけれども、昨年度から一体的実施の説明会等は開いているところもございますので、今後、この未定の市町村からも令和3年度もしくはそれ以降、4年度ですね。早い時期に実施したいという申入れがくることも想定しております。

○議長(比嘉武宏)

金城悟議員。

○金城悟議員

そうですね。この41市町村が全てそろわないと、その事業の意味がないです。この一体化事業は本当に各自治体で取り上げていただくことによって、先ほどから話しているとおり、高齢者の皆さんが健康を保つためには医療費も削減できますので、ぜひともここ議員の皆さんも自治体に帰って、私としてはこの取組を進めていただいて、3月の議会で思う存分、自分の自治体が令和3年度取り組む自治体は、本当に各部署と連携することで、私たち議員がそこで初めて後期高齢の議員

としての自覚を持って自治体に取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、この事業を実施することで期待できる効果ということを事業課長の答弁があったのですけれども、私は先ほども話したのですけれども、介護長寿課、健康推進課、国民健康保険課、この3課と常に連携取りながら聞き取りをしてきたのですよ。そうすることで介護長寿課から、先ほど事業課長が言った答弁にも当てはまるのですけれども、私たち糸満市の担当部署からの提言というのですか、そういう形で、同じ答弁なのですか、私たちが糸満市としての話をちょっとしていきます。

先ほど(1)のほうで事業の企画ということだったのですけれども、事業の企画を担う専従の医療専門職が確保できることで、地域の健康課題の把握や地域の医療関係団体等との連携が進められる事業全体の企画・調整・分析が行われる。まさしく先ほど事業課長が答弁したとおりですけれども、糸満市としてもそういう形でやりたいということです。

それと、(2)は事業を担当する医療専門職が高齢者のいる世帯へのアウトリーチ、訪問、支援や通いの場等での健康指導などの積極的関与といった取組が行われる。まさしく先ほど事業課長が答弁したとおりですけれども、そういった取組を行うということも私たち担当部署と話し合いをしています。

最後に、私たち糸満市は、先ほどから話しているのですが、関係課、介護長寿課、健康推進課、国民健康保険課、3課が確実に連携して高齢者の支援を一体的に実施できる事業だと認識していませんと答えていました。

そういうことで、今日、議場におられる議員の皆さんも自治体に持ち帰って、うまく連携するよう私のほうからお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(比嘉武宏)

これをもって、金城悟議員の一般質問を終わります。

次に、玉城義彦議員の一般質問を許します。

玉城義彦議員、御登壇お願いします。

○玉城義彦議員

皆さん、こんにちは。八重瀬町の玉城でございます。

それでは、通告書を読み上げて質問に代えたいと思います。

1. 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)について。

この事業は、平成27年3月に第1期計画が策定され、平成30年3月に評価・改善され、第2期計画が策定されました。令和2年度(平成32年度)に計画の中間評価を行うことになっている。今年度ですね。

(1)第2期計画の中長期目標として、①脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症を減らすこと。②重症化予防、医療費の適正化がある。また、短期目標として長寿健診の受診率を伸ばす、を掲げ、事業が実施された。この2年間についてどのような評価結果になったのかを問います。

(2)長寿健診については全ての市町村において実施されていますが、訪問指導受託、補助金の活用事業については半数以下に留まっています。その理由と現状について問います。

(3)第2期の新たな事業としてフレイル対策、服薬指導、未受診者対策、被保険者の主体的な健康づくりに対する働きかけ、訪問歯科診療事業、看取りを保健事業として検討するとありましたが、現状について伺います。

(4)計画の評価・見直しによって、追加事業が検討されるのかを伺います。

以上、自席にて再質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

玉城義彦議員の御質問の第2期保健事業計画(データヘルス計画)について、順次お答えします。

初めに、(1)第2期計画の中長期目標と短期目標として掲げた事業が、この2年間についてどのような評価結果になったかについてお答えします。

第2期計画の中長期目標で、1点目に脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の件数を減らす

ことを目標としておりました。

令和2年度については、脳血管疾患は目標の3万2,296件に対し、実績として2万8,808件。虚血性心疾患は目標の2万2,986件に対し、実績として2万648件と目標件数の範囲内にあります。

しかし、糖尿病性腎症については、目標件数3,752件に対し実績3,847件と、わずかながら目標件数の範囲を超えている状況にあります。

この3疾病については、医療費の高額化や長期入院等の原因となることから、今後とも健診結果やKDBシステムの保健情報を活用し、継続して件数の減少に向けた取組を進めていかなければならないと考えています。

また、2点目の重症化予防、医療費の適正化については、適正な外来受診を促し、入院費を抑えることにより1人当たり医療費の抑制を目標としています。目標値である入院医療費25%減、外来医療費25%増の目標については、現時点で達成できていない状況にあります。

沖縄県の被保険者の特徴として、普段は医療機関へかからないが、重症化して医療機関へ駆けつける状況が表れており、長寿健診や定期健診を推進し、早期治療による重症化予防につなげることが課題となっています。このことから適切な受診を推進することが重要となってきます。

しかし、長寿健診受診率は平成30年度以降、わずかながら減少している状況にあり、継続して市町村と連携しながら受診勧奨等、受診率の向上を図っていくことが必要と考えています。

次に、(2)訪問指導受託や補助金の活用事業が半数以下にとどまっている理由と現状についてお答えします。

訪問指導事業受託と補助金の活用については、年度初めに全市町村へ受託の可否や補助金事業実施計画書の提出を依頼しています。

市町村においては、国民健康保険制度における保健事業を実施しながら、後期高齢者を対象とした訪問指導事業の受託や補助金活用事業の実施について、マンパワーの面で厳しいものがあることが想定されます。

次に、(3)第2期の新たな事業として各種の対策、事業等の検討についてお答えします。

フレイル対策については、訪問指導事業の内容にフレイル対策を取り入れて指導実施しています。また、フレイル予防のパンフレット、ポスター等を作成し、市町村をはじめとした関係機関に配布を行い周知に取り組んでおります。

服薬指導については、今年度から薬剤の重複・多剤服用等の疑いのある被保険者約3,000人を対象に服薬情報通知事業を実施しています。

未受診者対策については、訪問指導事業の対象者として抽出することで、指導の際に受診勧奨することや長寿健診勧奨ハガキの送付を行っています。

その他検討が必要な事業については、現在実施している事業と調整しながら、より効率的、効果的に事業実施できるよう引き続き検討してまいります。

最後に、(4)計画の評価・見直しによる追加事業の検討についてお答えします。

保健事業実施計画の中間評価においては、目標に達していない事項があることから、計画最終年度の令和5年度に向けて、未達成の項目については見直しを検討し、目標を達成している項目については、取組をより充実させていくことが最も重要であると考えております。

追加の事業については、今年度から取り組んでいる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長(比嘉武宏)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

答弁どうもありがとうございました。

この事業は平成27年で、また30年に見直されてきて、事業も計画上では大分充実してきているなということと、結果も一部出てきているということが今回のこの中間報告にもあって、大分取り組まれているなという感を受けます。

ただ、沖縄県においては、やはりなかなか病院を受診しなくて、それで結果的に重症化をして入院というような流れが今あるということで問題になっていると思うんですけども、全国と比べてみて、沖縄県がどの程度外来に行く機会が減って、

そして入院につながっているのかという比較というか、この辺がまず1点お願いします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

全国と比較いたしますと、全国では入院費用とそれから入院外(外来)費用、その比率は大体半分半分、50%、50%というのが現状でございます。

沖縄県のほうが、外来費用が約4割、それから入院費用が6割という状況が現状でございます。

○議長(比嘉武宏)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

どうもありがとうございます。

全国と比べると10%の差があるということですよ。その理由が、例えば健診の受診率とも関わってくると思うんですけども、健診の受診率が今30%ぐらいですよ。長寿健診ですけども。それが全国と比べても少なく受診に行くのが遅れているのか、それともそういう健診は受けているのだけれども、諸事情で行かなくて、結局外来につながっていないのか。その辺についての見解をお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

本県後期高齢者の長寿健診の受診率におきましては、全国平均よりも若干上回っている状況が続いております。

ただ、沖縄県の課題とされています重症化してからの受診というのは、これは後期高齢になってからということよりも、若年層時代からの受診率の低さ、数値の低下のほうですね。そうした影響によって後期高齢者になって入院が起こっているというのが現状ではないかというふうに考えております。

○議長(比嘉武宏)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

やはり後期高齢に入る前の未受診者が多いとい

うことになっていると思うのですけれども、後期高齢がしわ寄せといってもちょっと語弊があるのですけれども、後期高齢になる前のその受診を促すというのは、市町村よりも国保の仕事になっていると思うのですけれども、県との連携がどのような形で行われているのか。もし答えられるのであればよろしくをお願いします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

これからの保健事業の在り方として、先ほどから御質問ありますけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を市町村が取り組むということになりますので、市町村内での連携はもとより市町村と後期高齢者のつながり、連携、それから指導役であります沖縄県の役割というものがはっきりしてきますので、今後その連携がさらに進んでいくものと考えています。

○議長(比嘉武宏)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

それでは(2)の質問になりますが、長寿健診はほぼ各市町村行われていますが、訪問指導、受託それから補助金の活用、これは先ほど金城悟議員のほうからもありました。やはり健康と関連した事業がありますね。それも入っていると思うのですけれども、自分の認識としましては、やはり保健師がこの事業の一番核になる専門職だと思っているのですね。

どこの市町村も恐らく保健師の確保がうまくいくか、いかないかによって、その事業の成功にかかってくると思うのですけれども、その辺について後期高齢の広域連合としてはどのような形でそういう専門職の確保に協力できるのか。その辺についてお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

これからの介護予防との一体的実施につきましては、先ほどの答弁から続きますけれども、国民

健康保険課、それから健康推進課、介護部門の3つが市町村内の連携としてぜひ重要なことと思っております。

今、質問のありましたように、保健師の確保につきましても、今後市町村との協力、連携を含めた上で、市町村内の連携も指導していきながら、その確保に向けて取り組んでいきたいということを要望していききたいと思います。

○議長(比嘉武宏)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

今の保健事業と介護の一体事業に関してですけれども、やはり今話したように資格者の、特に保健師の確保も大変でしょうけれども、ただ、沖縄は離島地域も多々ありますね。それから北部地域に行くと医療機関も少ないですし、人口も少ないので、それに対応してさらにマンパワーの確保というのが難しい問題になってくると思うのですね。

その辺について、今、我々は広域連合という形で後期高齢者の医療を見えていますけれども、それが例えば北部の町村で一部組合みたいな形をつかって、それで協働でできるのか。その辺についてどうお考えなのかお伺いします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

北部地域でございますとか、離島地域におきましては、本当にマンパワー不足が重要な課題ということは認識しております。

この保健予防の一体的実施につきましては、複数の市町村が一緒になってその生活圈域も含めて実施するという事は可能でございますので、そちらの方向から市町村等との調整、それから連絡、協議等は進めていければと思っております。

○議長(比嘉武宏)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

ぜひそういう一部事務組合みたいな形で運用できるのであれば、例えば事務局会議等々で市町村の事務局の皆さんが集まった際にそういうことも働きかけて、目標である令和6年度までの実施を

目指して取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと勉強不足で最後の質問になりますが、この報告書の10ページに平成29年度からの取組というところで、生活習慣病の重症化予防事業で厚生労働省モデル事業とありますよね。その厚生労働省モデル事業についてちょっと教えていただければ助かります。お願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

玉城議員の再質問にお答えいたします。

この生活習慣病の重症化予防事業というのは、今行っております訪問指導事業の前身事業でございまして、生活習慣病が重症化を引き起こすということから、その生活習慣病の元になる症例等と対象者を抽出いたしまして指導事業につなげるような訪問事業として行ったものでございます。

○議長(比嘉武宏)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

どうもありがとうございます。やはりこの事業は直接実施する市町村が大切になる事業だと思いますので、全ての事業ですね。できるだけ、さっき言った事務組合化も含めて取り組んでいただければと思います。

また、先ほど金城悟議員のほうからもありましたように、我々も議員としてできるだけ市町村に働きかけて、後期高齢の事務局と連携して事業が進めていくようお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午後0時12分 休憩)

(午後0時13分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

次に、前田千尋議員の一般質問を許します。

前田千尋議員、御登壇をよろしくお願いいたします。

○前田千尋議員

ハイタイ、こんにち。那覇市選出の前田千尋です。一般質問を行います。

昨日までにコロナ感染者が県内でも7,749人になりました。いまだ第3波が収まる気配はありません。亡くなった方が92人になりました。本当に心からお悔やみを申し上げます。

そして、今、医療現場、介護現場、様々な現場で多くの皆さんが医療逼迫の中でも頑張られている。そのためにも私たち議員一人一人がしっかりと頑張っていく必要があるんだと、改めて思っております。

今回は後期高齢者医療会議でございまして。後期高齢者医療制度でもコロナ禍における対策と支援について、まずお聞きしたいと思っています。

1. 新型コロナウイルス感染症の広がりはいまだ収まっていません。

コロナウイルス感染症が発症されてから1年がたちました。1年間における後期高齢者への影響と現状について、最初に伺いたいと思います。

次に、被保険者に対する傷病手当、コロナ禍の中で追加をされておりますが、こうした傷病手当の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

3つ目に、コロナ禍の中で減免措置も行われました。保険料減免の適用措置の現状と今後について伺いたいと思います。

4つ目に、コロナ禍においてさらなる支援の検討は必要ではないでしょうか。見解を伺います。

次に、2. 保険料及び窓口負担2割引上げについて質問いたします。

私は、毎議会、軽減特例措置や窓口負担引上げ反対の意思をこの議会で示してまいりました。やはり後期高齢医療制度が10年以上たつ中でも、制度が始まるそのときから、多くの県民の皆さんが負担押しつけ許さないということで始まったのがこの後期医療制度のスタートでした。

1番目に、保険料の軽減特例廃止のこれまでの影響と現状をお伺いしたいと思います。この軽減特例廃止は、この制度が始まったときに改めて政府がつけたものでしたが、この間廃止の意向が進んでおります。その影響はどのようになっているのか伺いたいと思います。

2つ目に、病院窓口での2割負担引上げが明らかにされています。

今、政府は75歳以上の全国でも370万人を対象に

医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げる方針を決定しました。現行の1割でも窓口負担を苦にした受診控えで手遅れになる方が後を絶っていません。そこに今、コロナによる受診控えも重なって、高齢者の命と健康を脅かす深刻な事態が改めて進んでいます。

こうしたときに受診控えに追い打ちをかけるような負担増を押しつけるのは、まさに血も涙もない冷酷な政治というほかありません。負担増はきっぱりと撤回すべきだと思います。

現役世代の負担軽減というならば、後期高齢者医療制度を導入した際に、政府が減らした国庫負担を元に戻すべきであります。

改めて、病院窓口での2割負担引上げは、後期高齢者にさらなる負担を強いるもので許されません。連合会の見解と今後についてお伺いしたいと思います。

残りについては、自席にて質問させていただきます。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

前田議員御質問の1. コロナ禍における対策と支援についての(1)、(2)、(4)について順次お答えします。

初めに、(1)後期高齢者への影響と現状についてお答えします。

沖縄県においては、昨年8月に続き、令和3年1月20日から再度、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出されております。

沖縄県の公表データによると、令和3年2月1日現在で7,585名が感染しており、そのうち70代以上の高齢者は1,049名で、全体の13.8%を占めております。療養中の高齢者が死亡する事例も報告されるなど、前回の宣言時より深刻な状況にあります。

当広域連合の医療費は昨年の同時期と比較し、減少している状況にあり、感染症防止のため受診控えの状況が考えられます。また、高齢者が自宅にひきこもる状況が長く続くことで、孤独化や生活の不活性化につながり、心身のフレイル状態を引き起こすとの懸念もあります。

次に、(2)被保険者に対する傷病手当の状況についてお答えします。

これまで後期高齢者の新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当給付の状況は、給付件数2件、額にして24万3,789円となっています。また、そのほかに審査中の申請が2件となっています。

次に、(4)コロナ禍においてさらなる支援の検討についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当の給付は、令和2年12月31日までを対象期間としておりましたが、感染症の長期化から令和3年3月31日まで延長されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免措置も年度末までとされています。

現在のところ、さらなる延長等について国からの通知はありませんが、国に対しては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、今後の感染症拡大の長期化によって状況に応じた対応を求めています。引き続き、国や県の動向を注視し対応してまいります。

次に、質問の2. 保険料及び窓口負担2割引上げについての(2)病院窓口での2割負担引上げに対する見解と今後の対応についてお答えします。

75歳以上の高齢者の窓口負担割合を2割とすることについては、令和2年12月15日に閣議決定しております。

国の資料によると、対象は課税所得28万円以上、年収200万以上で、後期高齢者全体の約20%が対象になると試算されています。

後期高齢医療の2割負担については、配慮措置として2割負担への引上げにより影響が大きい外来患者について施行後3年間、ひと月分の負担増を最大でも3,000円に収まるよう配慮措置を講ずるとしており、施行時期については令和4年度後半としております。

当広域連合においては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、窓口負担割合の見直しについては慎重に検討していただきたい旨、要望してきました。

今後の対応につきましては、国の動向を注視しながら、全国の広域連合と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

粟國綱志管理課長。

○管理課長(粟國綱志)

前田議員御質問の1の(3)及び2の(1)について、順次お答えいたします。

まず、質問の1. コロナ禍における対応と支援についての(3)保険料減免の適用措置の現状と今後についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免措置につきましては、1月末時点におきまして224件の申請があり、177件の決定を行っております。決定しました減免額は、約1,700万円となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免措置の対象となる保険料は、普通徴収の納期限及び特別徴収対象年金給付の支払日が令和3年3月31日までのものとなっております。

次に、御質問の2. 保険料及び窓口負担2割引上げについての(1)軽減特例廃止のこれまでの影響と現状についてお答えします。

後期高齢者の保険料軽減特例の見直しが実施されてからこれまでの影響につきましては、見直しが行われる前の平成28年度と令和2年度の比較でお答えいたします。

平成28年度では、対象者が10万2,331人で、特例により軽減された額が9億3,423万5,005円でしたが、令和2年12月における対象者が3万3,412人で、特例により軽減された額が1億1,779万3,868円となっております。

平成28年度と令和2年度を比較いたしますと、対象者数で6万8,919人の減、軽減額で8億1,644万1,137円の減となっております。

また、次年度におきましては、7.75割軽減が本則どおり7割軽減となることから、約3万2,000人の被保険者の保険料が、年間1万899円から1万4,532円となり、3,633円の増となります。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

今のお答えの中で、やはり新型コロナウイルスで後期高齢者の皆さんへの影響が本当に深刻だということが分かりました。受診控えが見られる、

また孤独化や心身のフレイル化が拡充しないか、本当に大変な状態だなと思っています。

こうした中で、生活をまず守る観点からも先ほどありました被保険者に対する傷病手当、現在までに2件。審査中が2件ということで、これが多いのか、少ないのかは別として、対象者がいた。これに対して支援することができたというのは評価をしたいと思います。

しかしながら、今年の3月までということで、求めていきたいとおっしゃっていましたが、4月以降もこのコロナ禍がいつまで続くか分からない中では、その後も適用ができるようにすべきだと思いますが、見解と、今後も連合長議会だとか様々な場所から声をかけていくべきだと思います。

まずこの傷病手当についてお伺いしたいと思います。

○議長(比嘉武宏)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

再質問にお答えいたします。

傷病手当の給付につきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、今後とも全国後期高齢者医療広域連合協議会等を通じまして、全国の後期高齢者医療広域連合の意見をまとめた上で、これからも要請活動、要望活動を実施していきたいというふうに考えております。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

もう2月になっていますので、4月のことから、ぜひとも早めに全国の皆さんとも引き続き声を上げていきたいと思っています。

同じように国保料の減免について、先ほども3月末だということがありました。ここは後期高齢者ですけれども、国保のほうでも3月末になっていて、改めてもっと延ばすべきだということで多くの皆さんが声も上げていますけれども、後期高齢者の保険料の中でも4月以降も引き続き継続的に行われるべきだと、国に求めていくべきだと思います。改めて確認したいと思います。

○議長(比嘉武宏)

粟國綱志管理課長。

○管理課長(粟國綱志)

前田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と繰り返しにはなりますが、現在のところ、国からのさらなる延長について通知はございませんけれども、今後の感染症拡大の長期化によっては状況に応じた対応を求めていますので、引き続き国や県の動向を常に注視し、そういった対応になった場合には、速やかに対応できるように行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ぜひ頑張っていたきたいと思います。これも4月のことで、被保険者やその家族の皆さんにとっては、一体この後どうなるのかということで大変危惧されていると思うのです。

先ほども課長から受診控えも実際にあるんだということがありましたので、ぜひここは声を大きくしていただいて、保険料減免の適用措置の延長を引き続き、いつまでということではなく、コロナが収束するまでということの中で、しっかりと国に約束をしていただけるように頑張っていたきたいと思いますし、実現のために私たちも一緒に頑張りたいと思います。

次に、保険料について改めて伺いたいと思うのですが、先ほど保険料の軽減特例廃止で、平成28年は10万人を超すものだった。その後、令和2年は3万人になったということで、何か少なくなったことが評価できるような答弁になっては困るなと思うのですけれども、私は、軽減特例措置廃止後でも、これぐらいの多くの皆さんが影響があるというところが、本当にこの制度の大変なところだと思っています。

私、個人的なあれですけれども、この制度が始まるときに医療現場におりました。窓口で医療事務をしている中で、この制度が始まった途端、高齢者の皆さんが100円玉や500円玉を握りしめて、今回はこれだけしか払えないと言ってきたことを本当に今でも思い出します。そうした中では、この軽減特例を廃止することは絶対に許されないと

思っています。

そして、次の2割負担引上げについて、改めて残りの時間はやっていきたいと思うのですけれども、連合長も含めて全国の連合長中でも厚生労働省のほうにこの2割負担、これ以上の負担はやめてほしいということで申入れを、要望書を毎年やっていたことには、改めて同じ心で頑張っていたきたいと思います。

ただ、もう政府が決めたということで、その後に連合長議会の中では、この負担の在り方についてはやむを得ず窓口負担を引き上げる場合は激変緩和措置を講じるなど、被保険者に配慮するとともに周知期間を設けということがあるのですね。これでは、やはりこの負担を認めてしまうことになると思うのです。

改めてきっぱりと2割への引上げは絶対に許してはならないという在り方が、全国の連合長も含め全国的な流れで必要だと思えます。

今議会には、沖縄県社会保障推進協議会の皆さんのほうから、後期高齢者医療制度窓口負担の中に中止を求める意見書が提出をされています。この中でも2倍になってはならない、2倍になったとしても2年間の限定措置、3年間の限定措置と言われるけれども、結局は負担増になるんだとあります。

改めて連合長、大変申し訳ないですが、もう一度お伺いしたいと思います。毎議会お伺いしていますけれども、やはりこれ以上の後期高齢者医療制度の中で被保険者への負担増は絶対許せないと思うんですが、どのようなお考えでしょうか。見解を伺います。

○議長(比嘉武宏)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

まず初めに、この制度は国の制度でありまして、全国47都道府県、私ども広域連合につきましてはその制度の中で運用を充実させ、かつ、その各県の高齢者の健康を守るという大きな使命を果たさざるを得ない立場だということを御理解いただきたいと思います。

軽減特例の継続や窓口負担の在り方につきましては、再三、全国後期高齢者医療広域連合の協議

会を通して国に要請を行ってきたところであり
ます。

冒頭で申し上げましたが、昨年、秋季後期高
齢の九州大会をこのうるま市で開催予定であ
りましたが、コロナで書面決議ということにな
りました。その書面決議の内容につきましては、
御報告にありましたとおり、全国協議会の
会長を通して担当省庁のほうに要請の手交
をしたところでござい

ます。
そしてまた、これは国の考え方として日本
の各世代間の公平性、それから制度の持続
性の確保などが重要との観点から、軽減特
例の再三の継続要請にいたしましても見直
しがされまして、後期高齢者の窓口負担の
在り方についても、先般、閣議決定された
との報道がありました。

今後、団塊の世代が全て75歳以上となる
超高齢化社会を迎えることから、医療費は
引き続き増大していくものと見込まれてお
ります。今後の後期高齢者医療制度の運
営が厳しくなっていくものと予測されてお
ります。

その場合にありましても、何より優先され
べきは高齢者に必要な医療の確保、そし
て後期高齢者の生活実態を踏まえた必要
な受診が抑制されないことがないように、
引き続き高齢者の負担の在り方、そして
後期高齢者医療制度が持続可能で安定し
た保険財政運営が可能となりますように、
引き続き強力に国に求めてまいりたいと
思っております。

○議長(比嘉武宏)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

連合長、最後に、本当に負担は絶対許され
ないと思いますので、この制度の中でも
これはできると思うんです。世代間に押
しつけをするのではなくて、2013年の
社会保障制度改革国民会議の報告書では
、制度改革は世代間の財源の取り合いを
するのではなく、それぞれ必要な財源
を確保すべきだと明記されていました。

2割負担への引上げ、絶対許さない。この
制度の中でも高齢者の命と健康を守るた
めに一緒に頑張りたいと思います。あり
がとうございました。

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午後0時37分 休憩)

(午後0時46分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、日程第10、これより討
論、採決を行います。

承認第1号、専決処分の報告及び承認を
求めることについて(沖縄県後期高齢者
医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例)でござい
ます。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討
論を終結いた

○議長(比嘉武宏)

これより承認第1号について、採決
いたします。

本案は、原案のとおり承認することに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認
されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第1号、令和2年度
沖縄県後期高齢者医療広域連合特別
会計補正予算(第2号)、本案に
対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討
論を終結しま

○議長(比嘉武宏)

これより議案第1号について、採決
いたします。

本案は、原案のとおり可決することに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第2号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、議案第3号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

これより議案第3号について、採決します。

(「議長、休憩お願いします」と言う者あり)

休憩いたします。

(午後0時48分 休憩)

(午後0時48分 再開)

(休憩中に瀬長恒雄議員・前田千尋議員退場)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

これより議案第3号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(午後0時48分 休憩)

(午後0時49分 再開)

(休憩中に瀬長恒雄議員・前田千尋議員入場)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

続きまして、令和2年陳情第1号「後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書」

ただいま議題となっております陳情第1号につきましては、議会運営委員会に付託します。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会に付託しました陳情第1号は、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

休憩いたします。

(午後0時50分 休憩)

(午後0時51分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

議長諸般の報告を行います。

平成30年11月より広域連合議会議長を務めてまいりましたが、議員任期が令和3年3月28日までとなっております。

任期満了から8月定例会までの期間、議長の席が空席のままでは広域連合の議会運営に支障をきたすことを危惧しております。そこで、議会運営を円滑に進めるため、先ほど休憩中に議長辞職願を宮城誠副議長へ提出しました。

議員のお手元に追加議事日程1を配付しておりますので、御覧ください。

○議長(比嘉武宏)

追加日程1、議長の辞職の許可について。

私の一身上に関することでありますので、副議長と交代をし、退席いたしたいと思っております。

(比嘉武宏議長退場)

○副議長(宮城誠)

これより、地方自治法第106条の規定により、副議長が議長の職務を行います。御協力よろしくお願いたします。

先ほど、比嘉武宏議長より議長の辞職願が提出されております。

議長の辞職は、地方自治法第108条の規定に基づき、議会の許可が必要となります。

それでは、事務局長に辞職願を読み上げさせます。

上原徳一郎事務局長。

○事務局長(上原徳一郎)

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会副議長 宮城誠殿。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議長 比嘉武宏。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、令和3年2月5日付で議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○副議長(宮城誠)

お諮りします。

比嘉武宏議長の議長辞職については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(宮城誠)

異議なしと認めます。

よって、比嘉武宏議長の議長辞職を許可することに決定しました。

休憩します。

(午後0時54分 休憩)

(午後0時55分 再開)

(比嘉武宏議員入場)

○副議長(宮城誠)

再開します。

ただいま議長が欠けましたので、議長選挙を日程に追加し、追加2の日程第1として選挙を行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(宮城誠)

異議なしと認めます。

したがいまして、議長選挙を日程に追加し、追加2の日程第1、議長の選挙を行うことに決定しました。

○副議長(宮城誠)

追加2の日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(宮城誠)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(宮城誠)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に伊佐文貴議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました伊佐文貴議員を議長当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(宮城誠)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました伊佐文貴議員が議長に当選されました。

当選人が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

伊佐文貴議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○議長(伊佐文貴)

皆さん、こんにちは。宜野湾市の伊佐文貴でございます。

議長の就任に当たり、御挨拶申し上げます。

議員皆様方の御推挙により、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に光栄であり、その重責を痛感しているところであります。

この後期高齢者医療制度は、県内高齢者の健康維持及び県民生活につきまして、重要かつ大切な制度であることから、高齢者の意見を十分に反映し、後期高齢者の医療に関する重要な事項を決定することが本議会の役割であると思っております。

微力ではございますが、議会の円滑な運営のため、誠心誠意、努力いたす所存でございます。

議員の皆様におかれましても、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。議長就任の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(宮城誠)

伊佐議長、ありがとうございました。

それでは、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会第6代議長に就任されました伊佐文貴議長、議長席にお着き願います。

これをもって、議長の職務代理を終了いたしました。御協力ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

(午後0時59分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

それでは、追加2の日程第2、議席の一部変更

を追加します。

休憩します。

(午後1時00分 休憩)

(午後1時01分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指名することになっております。

新議長については、本会議中は議員として発言する場合以外は常に空席になるので、最後の25番の席に指定します。

次に、比嘉武宏議員は23番の席に指定したいと思っております。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、追加2の日程第3、議長の議会運営委員の辞任の件を議題として追加します。

なお、本件については議長自身に関することとなりますので、地方自治法第117条の規定により、除斥されますので、退席いたします。

休憩します。

(午後1時02分 休憩)

(午後1時02分 再開)

(休憩中に伊佐文貴議長退場)

○副議長(宮城誠)

再開します。

本件は、地方自治法第106条の規定により副議長が議長の職務を行います。

先ほど、伊佐文貴議長から、その職責上の理由によって、議会運営委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(宮城誠)

異議なしと認めます。

したがって、伊佐文貴議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

休憩します。

(午後1時03分 休憩)

(午後1時03分 再開)

(休憩中に伊佐文貴議長入場)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

続きまして、追加2の日程第4、議会運営委員の選任を議題とします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7名となっておりますが、現在2名欠員となっております。

議会運営委員の選任につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第3条第1項の規定に基づき、後任の委員として、うるま市議会の蔵根武議員、沖縄市議会の阿多利修議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました蔵根武議員、阿多利修議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長(伊佐文貴)

ここで、比嘉武宏議員及び島袋俊夫連合長より発言の申出がありますので、これを許します。

初めに比嘉武宏議員、御登壇願います。

○比嘉武宏議員

先ほど議長許可についてお諮りいただき、ありがとうございます。

任期最後の定例会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに議員並びに執行部、議会事務局の皆様方の御協力のもと、無事、議長としての責務を果たすことができましたことを心より熱く御礼申し上げます。

本日就任された伊佐議長をはじめ、市町村の代表として議員各位の皆さんが沖縄県後期高齢者医療制度の充実、発展を目指して、執行部の皆さんと議論をどんどん深めていただくことを心より祈念したいと思います。

皆さんと一緒に学んだこと、また、議員活動、議会活動等に生かしていきたいと思っております。

島袋連合長、仲間副連合長、照屋副連合長にはとてもお世話になりました。

どうぞ皆さん、コロナに負けずに御自愛をして

いって、コロナ対策もあります。本当に皆さん方にはお世話になりました。慣れない議事運営ではありましたが、御協力いただきましてありがとうございました。

(拍手)

○議長(伊佐文貴)

続きまして、島袋敏夫連合長の発言を許します。

島袋敏夫連合長、御登壇をお願いします。

○連合長(島袋敏夫)

ただいま新議長から許可を得ましたので、御挨拶を申し上げたいと思います。

伊佐文貴新議長、御就任おめでとうございます。

そして、また先ほど退任の御挨拶をされました比嘉武宏前議長、当広域連合の議会運営の円滑な運営に御尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

任期最後に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成21年6月12日の就任以来、議員並びに副連合長、広域連合職員の皆様方には大変な御協力のもと、これまで約10年間、広域連合長としての責務を果たすことができましたことに、心から感謝を申し上げます。

当後期高齢者医療制度は、沖縄県全ての市町村が参画して平成20年4月からスタートいたしました。同制度は、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられる唯一の制度であり、沖縄県後期高齢者医療広域連合はその制度の拡充と安定的な運営に重要な役割を担っております。

今議会において、糸満市の金城悟議員、八重瀬町の玉城義彦議員から、高齢者保健事業と介護予防の一体化の推進について大きな激励と賛同の声を上げていただきました。

私、令和3年5月14日をもって連合長としての任期を満了いたしますけれども、議員の皆様方には、引き続き後期高齢者医療制度への御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、また、皆様方のますますの政務活動の御活躍を御記念申し上げます。

長い間、大変お世話になりました。

(拍手)

○議長(伊佐文貴)

ただいま、比嘉議員と島袋連合長の挨拶が終わりました。

最後に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長(伊佐文貴)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(伊佐文貴)

これで、令和3年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後1時11分 閉会)